

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。	1. 次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。
(1)～(6) (条文省略)	(1)～(6) (現行どおり)
(7) 証券仲介業	(7) <u>金融商品仲介業</u>
(8)～(12) (条文省略)	(8)～(12) (現行どおり)
<u>(13) 芸能タレント、音楽家、野球選手・サッカー選手・ゴルフ選手、インストラクター及び映像技術者等の養成並びにマネージメント</u>	(削除)
<u>(14) ラジオ・テレビ放送番組、インターネットにより提供される情報番組、ビデオ・ソフト、コマーシャルフィルム、コマーシャルソング、出版物、キャラクター、レコード、テープ、楽譜等その他音楽に関する製品の企画、製作、販売、購入並びに著作権事業</u>	(削除)
<u>(15) 通信ネットワークを利用した映画、ゲーム、音楽を含む映像・音声・データ等のコンテンツ配信サービス</u>	(削除)
<u>(16) 映像・音声のソフトウェア（フィルム、ディスク及びテープ）の企画、製作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給並びにこれらの仲介、代理</u>	(削除)
(新設)	<u>(13) ウェブサイトの会員を対象とした情報提供サービスの仲介、斡旋</u>
(新設)	<u>(14) デジタルコンテンツ（テキスト、音声、音楽、静止画、動画等）の企画、制作及び販売、輸出入並びにこれらの仲介、代理</u>
(新設)	<u>(15) 書籍、雑誌、電子出版物等の企画、制作及び販売</u>
(新設)	<u>(16) 歌手、芸能タレント、スポーツ選手その他の著名人のマネージメント及び育成、プロモート並びに肖像権の管理</u>
(新設)	<u>(17) 電子商取引のシステム開発及び販売に関する業務</u>
<u>(17) 著作権、著作隣接権、ノウハウ、工業所有権その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理</u>	<u>(18) 著作権、著作隣接権、ノウハウ、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理</u>
<u>(18)～(29) (条文省略)</u>	<u>(19)～(30) (現行どおり)</u>
(新設)	<u>(31) 有価証券又は債券の取得及び保有</u>
(新設)	<u>(32) ベンチャー企業に対する投資</u>
(新設)	<u>(33) 企業診断、投資計画及び経営一般に関するコンサルティング業務</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
(新設)	<u>3. セールスプロモーションの企画、立案並びに制作に関する業務</u>
(新設)	<u>4. 著作権、著作隣接権、ノウハウ、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理</u>
3.～4. (条文省略)	<u>5.～6. (現行どおり)</u>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(任期)	(任期)
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
(新設)	<u>③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u>